

救急活動計画書

1 趣旨

この計画書は、倉敷市応急手当普及啓発活動要綱に基づき、救マーク表示事業所（以下「事業所」という。）として必要な事項を定め、的確な応急手当等が実施できる体制を確立することを目的とする。

2 事業所の責務

- (1) 応急手当に関する正しい知識や技術など応急手当等に関する従業員の育成・指導等に関すること
- (2) 本計画書を作成（変更）する場合、従業員に対し必要な指示を与えること

3 責任者の業務

- (1) 救急活動計画書の作成及び変更
- (2) 従業員のうち、応急手当実施者、通報連絡者等の指定
- (3) 従業員に対し救命講習への参加促進
- (4) 通報、傷病者搬送等の訓練
- (5) その他必要な業務

4 救急活動計画書等の保管

申請に係わる関係書類は一括して保管する。

5 応急手当の訓練

責任者は年に1回以上常駐させる従業員に対し、心肺蘇生法・傷病者搬送法・止血法等の訓練をしなければならない。

6 附則

本計画書は、 年 月 日から施行する。

事業所名： _____

代表者

職・氏名： _____